

## (案)

**方針2** 地域で共に支え合い誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう**地域包括ケアシステムの体制を強化します**

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯のさらなる増加が見込まれる中、自身の希望や状態に応じて、住み慣れた地域などで自分らしく安心して暮らし続けることができる環境を整えることが一層求められています。

地域の支え合いを深めるために、住民同士のつながりや、その地域で活動する団体などの資源を生かしながら、地域の特性や実情に応じた見守りや支え合いの体制づくりに引き続き取り組みます。

さらに、認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、新しい認知症観を広げ、相互に人格と個性を尊重した共生社会の実現を目指します。

## ～方針2の体系～

**【施策4】地域における安心の確保や自立した暮らしの継続を可能とするきめ細かな支援の充実**

- (1) 暮らしを支える多様な支援
  - ① 相談・支援体制の整備
  - ② 日常生活を支援するサービスの提供
  - ③ 介護家族への支援
- (2) 安心できる暮らしの確保
  - ① 災害対応力の強化
  - ② 消費者被害防止・交通事故防止に向けた啓発等
- (3) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
  - ① 高齢者虐待の防止
  - ② 高齢者の権利擁護
- (4) 適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり
  - ① 多様な居住環境の整備
  - ② 住まいの選択・確保の支援

**【施策5】地域の多様な主体が連携する支え合い体制づくりの取り組みの強化****【施策6】認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進\***

※施策5、6については次回合同委員会にて審議予定です。

## [施策4] 地域における安心の確保や自立した暮らしの継続を可能とするきめ細かな

### 支援の充実

日常生活上の支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域などで安心して暮らし続けることができるよう、ニーズや世帯構成、価値観の変化に応じて、地域の力も活用しながら、必要な方が必要なサービスを受けられる体制づくりを強化するとともに、高齢者の尊厳を保持するため、虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護の取組を進めます。また、高齢者が心身の状態やライフスタイルに応じて、適切なすまいとすまい方を選択できるよう、居住に関する支援に取り組みます。

#### (1)暮らしを支える多様な支援

高齢者や家族からの介護・福祉・健康・医療など、さまざまな相談に対応するとともに、一人ひとりの状況に応じて、介護サービスのほか、暮らしを支える多様なサービスが提供される体制づくりを進めます。

また、介護を行う家族に対しても、介護の知識や技術を学べる講座や相談会・交流会を開催するなどの支援を進めます。

##### ① 相談・支援体制の整備

介護・福祉・健康・医療などに関して、在宅で生活する高齢者や家族から寄せられるさまざまな相談に対応する体制を区及び日常生活圏域単位で整えます。

| 主な取り組み(案)  |
|--|
| ◆ 区役所等における高齢者総合相談<br>◆ 地域包括支援センターによる総合相談・支援事業<br>◆ 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握（再掲） |

##### ② 日常生活を支援するサービスの提供

介護や支援が必要な高齢者に対する、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスや、生活を支援する多様なサービスを提供し、可能な限り在宅生活を続けることができるよう支援します。

| 主な取り組み(案)   |
|---|
| ◆ 介護保険による居宅サービスや地域密着型サービスの提供<br>◆ 介護予防・日常生活支援総合事業による生活支援サービスの提供<br><u>☆ 住民主体訪問型支え合いサービスの実施（介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者弾力化）</u><br>◆ 寝具洗濯サービス<br><u>◆ 要介護度が高い高齢者への介護用品の支給</u><br>◆ 紙おむつ等使用者に対する家庭ごみ等ごみ処理手数料の減免 |

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 訪問理美容サービス</li> <li>◆ 食の自立支援サービスによる栄養バランスの取れた食事提供と配食の際の安否確認の実施</li> <li>◆ 生活管理指導短期宿泊事業の実施</li> <li>◆ 緊急ショートステイベッドの確保</li> <li>◆ <u>技術の進展を踏まえたひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの運用の見直し（再掲）</u></li> <li>◆ シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）、高齢者向け優良賃貸住宅への生活援助員（LSA）の派遣</li> </ul> <p>☆ <u>加齢性難聴に対する意識啓発や早期受診の促進</u></p> |
|---|

### ③ 介護家族への支援

高齢者を在宅で介護する家族などに対して、介護知識・技術の普及を図る介護講座や相談会、交流会を開催するなどの支援を行います。

| 主な取り組み(案)   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ シルバーセンターにおける介護講座の実施</li> <li>◆ 介護家族向けの相談会・交流会の開催</li> <li>◆ 緊急ショートステイベッドの確保（再掲）</li> <li>◆ <u>要介護度が高い高齢者への介護用品の支給（再掲）</u></li> <li>◆ 紙おむつ等使用者に対する家庭ごみ等ごみ処理手数料の減免（再掲）</li> <li>◆ <u>認知症の人と家族の会と連携したもの忘れ電話相談の実施*</u></li> <li>◆ <u>認知症の人と家族の会と連携した介護経験者による相談会や、認知症の人を介護する家族交流会の開催など家族支援の強化*</u></li> <li>◆ <u>認知症カフェ等の設置及び活動推進*</u></li> </ul> |

※認知症関連の取り組みについては9月合同委員会にて審議予定

## (2) 安心できる暮らしの確保

災害時に援護を必要とする高齢者一人ひとりの状況に応じた的確な支援を行うことができるよう、見守りや助け合いの取り組みを推進することで、災害対応力を強化していきます。

また、高齢者の消費者被害防止のための知識の普及や、交通事故防止に向けた啓発などの取り組みを推進します。

### ① 災害対応力の強化

在宅高齢者の生活状態や災害時に支援を必要とする高齢者の情報を把握するための取り組みを進め、地域と情報の共有を図りながら、地域における助け合いの体制づくりを支援します。

また、災害弱者を対象とした減災に向けた取り組みを進めます。

| 主な取り組み(案)   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時要援護者情報登録制度</li> </ul> <p>☆ <u>災害時要援護者個別避難計画の作成に向けての検討</u></p> |

- ◆ 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握（再掲）
- ◆ 民生委員児童委員による見守り・声掛け活動
- ◆ 地区社会福祉協議会による見守り等の小地域福祉ネットワーク活動
- ◆ 災害時における福祉避難所の開設（再掲）
- ◆ **（仮称）災害弱者の安全対策事業**

## ② 消費者被害防止・交通事故防止に向けた啓発等

高齢者の消費者被害防止の啓発を行い、高齢者を被害から守るための取り組みを推進します。また、交通安全の意識を高めていく普及啓発などの取り組みを推進します。

| 主な取り組み(案)  |
|--|
| ◆ 消費生活センターによる出前講座や消費生活講座、リーフレットの作成・配布等による啓発事業の実施 |
| ◆ 消費生活センターによる高齢者の消費者トラブル見守り事業の実施                 |
| ◆ 交通安全教室や運転講習会の実施等、交通安全啓発事業の推進                   |

## (3) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

高齢者虐待の未然防止・早期発見のための啓発を進めるとともに、地域の見守り機能の向上や、相談窓口の充実・強化、マニュアル等に基づく適切かつ早期の対応の徹底を図ります。

介護事業所・施設への指導においては、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に係る具体的な取り組みを重点的に確認し、事業所・施設職員による虐待防止を図ります。

また、認知症高齢者の増加に伴い、財産管理や介護サービス利用等への支援が求められることから、市民後見人の一層の活用を含めた成年後見制度の周知・普及など、権利擁護の取り組みを進めます。

### ① 高齢者虐待の防止

区や地域包括支援センターで対応マニュアルや対応事例を共有することにより高齢者虐待に的確に対応するとともに、市民への啓発や地域の見守り活動などとの連携を図りながら、高齢者虐待の未然防止・早期発見及び再発防止に努めます。

介護事業所・施設に対しては、高齢者虐待防止のための研修等の実施に留まらず、介護職員のメンタルケアや職場環境の見直しなど虐待の発生を防ぐための取り組みについて助言し、事業所・施設内での高齢者虐待の未然防止・早期発見及び再発防止を図ります。

| 主な取り組み(案)   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者虐待防止マニュアルに基づく関係機関と連携した的確な対応</li> <li>◆ 研修会などでの高齢者虐待対応事例等の共有</li> <li>◆ <u>高齢者の虐待防止に関する専門的な知識・高度な技術を有する専門機関との連携強化</u></li> <li>◆ 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などによる地域見守り活動及び老人クラブ内での見守り活動との連携</li> <li>◆ <u>高齢者虐待防止啓発パンフレットの配布</u></li> </ul> |

## ② 高齢者の権利擁護

権利擁護に関する相談・支援や、成年後見制度の周知・普及と制度利用に向けた支援を進めます。

| 主な取り組み(案)   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域包括支援センターによる権利擁護及び成年後見制度の活用に関する相談・支援</li> <li>◆ 仙台市権利擁護センター（まもり一ぶ仙台）における日常生活自立支援事業の推進</li> <li>☆ <u>「中核機関」に位置づけられた仙台市成年後見総合センターにおける成年後見制度等権利擁護に関する相談、制度利用に向けた支援の推進</u></li> <li>☆ <u>権利擁護チーム支援会議による専門職団体を交えた個別事例検討</u></li> <li>☆ <u>地域包括支援センター等、一時相談窓口職員を対象とした研修開催</u></li> <li>◆ 成年後見制度利用支援事業に基づく市長申立て及び後見人等報酬の助成</li> <li>◆ 市民後見人の養成・支援事業の推進</li> <li>◆ 成年後見制度の利用促進のための広報及び関係機関との連携強化</li> </ul> |

## (4) 適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり

高齢者が自らの判断で適切な住まいを選択できる支援を行うとともに、日常生活を続けるうえでの高齢者や家族のさまざまな困りごとに対応できるよう、相談・支援体制を整え、生活を支援する多様なサービスを提供します。

### ① 多様な居住環境の整備

身体状況に応じた住宅への改修等を支援するとともに、高齢者のニーズに応じた多様な住まいを確保していきます。

| 主な取り組み(案)  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護保険による住宅改修費支給</li> <li>☆ <u>住宅改造費の助成と制度の在り方検討（再掲）</u></li> <li>◆ サービス付き高齢者向けの住宅登録促進と質の確保</li> <li>◆ 有料老人ホームの質の確保</li> <li>◆ 養護老人ホーム、軽費老人ホームの運営支援</li> <li>◆ シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）の供給</li> <li>◆ シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）、高齢者向け優良賃貸住宅</li> </ul> |

への生活援助員（LSA）の派遣（再掲）

- ◆ 特別養護老人ホームや、特定施設入居者生活介護事業所等の整備
- ◆ 高齢者福祉施設等での円滑な救急搬送を促進するための普及啓発

## ② 住まいの選択・確保の支援

高齢者が自らの身体や生活の状況を踏まえたふさわしい住まいを選択できるよう、情報提供や支援に取り組みます。

### 主な取り組み(案)

- ◆ 住宅セーフティネット制度（居住支援法人、セーフティネット住宅等）の情報提供
- ◆ シルバーハウジング（在宅生活支援付高齢者向け市営住宅）の供給（再掲）
- ◆ 高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成
- ◆ 社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付